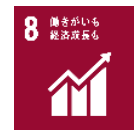


4. 働きやすい環境への取組



【正社員・非正規社員の格差是正】

同一労働同一賃金の原則に沿った対応を行い、非正規社員のモチベーション向上を図りました。

【取組内容】

- ① 2021年夏(7月)から社員全員(非正規社員含む)に賞与を支給する。
- ② 2021年4月分給与(5月10日支給分)から条件を満たす全社員(非正規社員含む)に皆勤手当を支給する。
 <<条件>>
 1年(1月～12月)を平均した所定労働時間が週39時間以上(会社カレンダーで出勤、1日8時間勤務)の方。但し、育児短時間勤務及び介護短時間勤務の対象者も含む。

- ③ 「慶弔見舞金規定」の改正

<<改正内容>>

正社員のみ支給となっていた結婚祝金および出産祝金について、1日8時間勤務の社員全員(非正規社員含む)に支給されるようになりました。

第1条(目的)

<改正前>

この規定は、従業員(嘱託を含む)並びにその家族の慶弔・災害及び従業員の傷病の際の見舞金など慶弔見舞金の支給について定める。

<改正後>

この規定は、**従業員並びに**その家族の慶弔・災害及び従業員の傷病の際の見舞金など慶弔見舞金の支給について定める。

別表1 結婚祝金(注釈)

<改正前>

※結婚祝金の支給対象範囲は、正社員のみとする。

<改正後>

※結婚祝金の支給対象範囲は、**1年(1月～12月)を平均し所定労働時間が週39時間以上の従業員とする。但し、育児短時間勤務及び介護短時間勤務の対象者も含む。**

別表2 出産祝金(注釈)

<改正前>

※出産祝金の支給対象範囲は、正社員及び正社員の配偶者のみとする。

<改正後>

※出産祝金の支給対象範囲は、**1年(1月～12月)を平均し所定労働時間が週39時間以上の従業員及びその配偶者とする。但し、育児短時間勤務及び介護短時間勤務の対象者も含む。**